

第Ⅳ章 施策の推進方針と展開方向

1 推進方針

【有機農業の取組拡大】

- 有機農業の役割などについて改めて地域の理解を促進するとともに、有機農業ネットワーク活動のより一層の活性化と有機農業への新規参入や転換促進により取組拡大を推進します。

【有機農業技術の開発・普及】

- 道総研等と連携し、ICTを活用した生産技術の開発・利用や、病害虫抵抗性を強化した品種の開発などを進めるとともに、有機農業者等への情報提供に努め、普及を推進します。

【有機農産物の販路拡大】

- 有機農産物の販路拡大に向けて、量販店や宅配・インターネットなど様々な販売チャンネルにアプローチしつつ、情報提供やマッチング、流通コスト低減に向けた取組などを推進します。

【有機農業への理解醸成】

- 有機農業者との連携等により、有機農業が環境に対する負荷を低減させ、SDGs やカーボンニュートラルに資する農業生産方式であることについての消費者の理解を醸成する取組を推進します。

2 目標指標

有機農業は、原則化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことから、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減する農業生産方式であり、生物多様性の保全や地球温暖化防止等にも高い効果があり、SDGs やカーボンニュートラルの達成に資する取組です。このため、機械除草をはじめとする労働力の軽減に向けた新たな技術開発やICT技術を活用したスマート農業、地域の条件に即した普及などにより、新規参入や慣行栽培からの転換を促進し、有機農業の拡大に取り組みます。

また、有機農業の消費者への理解醸成に取り組み、有機農業の意義が消費者にも共有されることによる有機農産物等の市場拡大に取り組みます。

こうした有機農業の拡大に向け、国が基本方針で定めた2030年の数値目標に合わせ、令和12年度（2030年度）の数値目標を次のとおり設定し、取り組んでいきます。

【生産面】

目標指標	現在 (令和2年度(2020年度))	目標 (令和12年度(2030年度))
有機農業取組面積	4,817ha	11,000ha

※63千ha(国の基本方針の数値目標)
×17.1%(2017年実績面積の道が占める割合)
=10,899ha

目標指標	現在 (令和2年度(2020年度))	目標 (令和12年度(2030年度))
有機農家戸数	471戸	600戸

※約30%増

【消費面】

目標指標	現在 (令和2年度(2020年度))	目標 (令和12年度(2030年度))
有機農業の定義に対する 認知度	33%	50%

3 有機農業の取組拡大

《 推進方針 》

- 有機農業の役割などについて改めて地域の理解を促進するとともに、有機農業ネットワーク活動のより一層の活性化と有機農業への新規参入や転換促進により取組拡大を推進します。

《 展開方向 》

- 自然循環機能の増進はもとより、SDGs やカーボンニュートラルの達成、北海道農業の持続的な発展に資する有機農業の役割について、有機農業者のグループなどと連携して、市町村や農協・慣行農業者への周知・啓発を図り、地域における理解促進に努めます。
- 市町村に対し、有機農業が対象となっている「環境保全型農業直接支払交付金」制度の周知に努めるとともに、その活用を促進し、既存の有機農業者を含め、支援拡大に努めます。
- 地域単位で行う有機農業者等による情報交換や研修活動、直売会による消費者との交流など、有機農業ネットワーク活動を支援することにより、有機農業の取組の裾野の拡大を図ります。
- 有機農業者等の地域を超えた全道的な交流会を継続的に実施し、有機農業のネットワーク活動の拡大や、全道的なネットワーク強化を推進します。
- 有機農業への新規参入者に対し、北海道農業担い手育成センターを窓口とする支援体制の充実を図るとともに、新規参入者や慣行栽培からの転換希望者が、有機農業技術の専門的知識を習得できるよう、講習会等を開催します。
- 農業分野の教育機関と連携し、後継者に対して有機農業に関する講義を実施するなど、理解醸成の取組を推進します。
- 有機飼料の利用による特色ある有機畜産物の生産に向け、有機 JAS 認証の取得等により、差別化を推進します。
- 有機農業に係る補助制度や融資制度の情報を、道HPなどで提供します。

4 有機農業技術の開発・普及

《 推進方針 》

- ・ 道総研等と連携し、ICT を活用した生産技術の開発・利用や、病害虫抵抗性を強化した品種の開発などを進めるとともに、有機農業者等への情報提供に努め、普及を推進します。

《 展開方向 》

- 高性能除草機の活用などの省力化技術の開発を推進します。
- ドローンによるリモートセンシング技術など、ICT を活用した生育診断や土壌診断技術の開発を推進します。
- AI を活用した病害虫発生予察技術、生産管理技術の開発を推進します。
- 物理・生物的な手法を用いた病害虫防除技術の開発を推進します。
- 病害虫抵抗性を強化した品種の開発を推進します。
- 有機農業への新規参入者や転換希望者に対し、先進的有機農業者が現場で実践している有効な営農技術等のポイントを収集・整理した資料（「有機導入の手引き」「有機農業への転換への手引き」「有機農業経営事例」等）を提供するとともに、道総研が開発した有機農業技術（31 技術）について積極的な普及に努めます。
- 新たな技術については、「有機農業技術に関する現地研修会」を開催するなどの取組により、有機農業者への普及、周知に努めます。
- 品目別の栽培技術の課題に着目し、大規模化にも対応できる技術の開発・普及に努めます。
 - 「水稲」・・・ 道総研の研究成果である水田除草機を活用した除草技術などの普及に努めます。
 - 「小麦」・・・ 安定確収栽培技術の確立と普及や、病害虫抵抗性を強化した品種の開発などを推進します。
 - 「大豆」・・・ 省力的な生産技術の開発・活用に努めます。
 - 「青果物」・・・ 様々な品目のニーズに対応する省力化技術の開発・普及に努めます。
- 有機農業の安定経営のための、複数の作物を輪作する体系のモデル確立に向けた研究に取り組みます。
- 有機農業の生物多様性や地球温暖化防止等の環境保全効果について、道内における研究に取り組みます。

5 有機農産物等の販路拡大

《 推進方針 》

- 有機農産物の販路拡大に向けて、量販店や宅配・インターネットなど様々な販売チャンネルにアプローチしつつ、情報提供やマッチング、流通コスト低減に向けた取組などを推進します。

《 展開方向 》

- 量販店や宅配のほか、オンラインマルシェなどネット販売等を含む新たな販路の確保のためのセミナーを実施するなど、少量多品目を取り扱う個別完結型の有機農業者の販路拡大に向けた取組を推進します。
- 消費者や実需者を対象とするイベントなどの取組により、有機農産物の販路拡大を支援します。
- 道のHPで販売情報の提供を行うなどの取組により、実需者とのマッチングを支援します。
- 有機農業ネットワーク活動の支援や全道有機農業ネットワークの交流などを通じ、流通コスト低減のための有機農業者間の連携や産地間の連携を促進します。
- 有機 JAS 認証取得の手続き等を整理し、情報提供することで、認証取得を促し、「有機」「オーガニック」と表示できる有機農産物の拡大を促進します。
- 有機農産物等の品目別の需要などの違いに着目し、販路拡大に向けた取組を促進します。
 - 「水稻」 様々なニーズに応える販路拡大を促進します。
 - 「小麦」 需要に対応できる適切なマッチングに向けた取組を促進します。
 - 「大豆」 納豆、豆腐、醤油、みそなどの加工原料用途への販路拡大を促進します。
 - 「青果物」 流通コスト低減のためのロットの大口化とともに、カット野菜などの新たな加工品市場への販路拡大を促進します。
 - 「牛乳乳製品」 乳業者が消費者の多様なニーズに応じて製造する牛乳乳製品のブランド化に向けた取組を支援します。

6 有機農業への理解醸成

《 推進方針 》

- 有機農業者との連携等により、有機農業が環境に対する負荷を低減させ、SDGs やカーボンニュートラルに資する農業生産方式であることについての消費者の理解を醸成する取組を推進します。

《 展開方向 》

- 消費者を対象とする有機農業者との交流イベントや農作業などの体験を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。
- 有機農業ネットワークの活動内容や有機農業に関する情報、多様な価値、有機農産物の入手方法等について、道の HP に掲載するとともに、マスメディアも活用しながら道民に PR します。
- 量販店の売り場における有機農産物の購買意欲を高める手法の開発などに、道総研と連携して取り組みます。
- 有機農業者等と連携して、児童・生徒や保護者、学校設置者のほか、企業や高齢者施設等での有機農業に対する理解醸成を図り、社食や高齢者施設を含む給食での有機農産物等の利用拡大に向けた取組を促進します。

第 V 章 計画推進のための各段階の取組

1 道における取組

- 有機農業の推進のために必要な施策を計画的かつ一体的に推進するため、有機農畜産物の生産、加工・流通、消費の各段階において、それぞれの施策を担当する部局間で情報を共有するなど、連携強化に努めます。
- 地域における有機農業の拡大を円滑に推進するため、振興局段階での体制を整備し、有機農業者等への支援に努めます。

2 市町村、農協における取組

- 市町村や農協に対し、有機農業に関する情報等の提供に努めます。
- 市町村や農協職員等を対象に、有機農業に関する研修会を開催するなど、理解醸成に努めます。

3 関係機関・団体の取組

- 有機農業の推進に取り組む関係機関・団体、流通業者、販売業者等と連携・協力する体制の構築に努めます。
- 新規参入者や転換希望者に対する支援体制の充実に向け、有機農家や有機農業団体が、北海道農業担い手育成センターを含む関係団体と連携・協力する体制構築に努めます。

第 VI 章 その他必要な対応

1 適切な進行管理

本計画に基づく取組状況は毎年度点検していくとともに、点検によって明らかになった課題や目標の達成状況に応じて、新たな取り組みを検討するなど適切に対応していきます。

2 必要な調査等の実施

関係機関・団体等と連携協力し、有機農産物等の生産・流通や有機農業技術に利用可能な試験研究の動向など、有機農業の推進に資する情報を収集するとともに、必要に応じて、生産・消費等に関する調査を実施します。